

### 3-アセチル-2, 5-ジメチルチオフェン(香料)について

#### 1. 経緯

3-アセチル-2, 5-ジメチルチオフェンについては、我が国では、ケトン類<sup>\*</sup>の1つとして香料としての使用が認められている。

欧州では2012年より当該香料の使用が暫定的に認められていたが、正式に使用を認めるに当たり、欧州食品安全庁(EFSA)が、国際香料工業会(IOFI)に対し、不足している毒性試験の追加を求めていたところ、遺伝毒性の疑いがあることが判明したため、IOFIが会員各社に対して、本年4月8日に使用を中止するよう周知を行った。

<sup>\*</sup>香料については、個別に品目が指定される以外に類似構造を有するものについては、「ケトン類」や「エステル類」のように一括名称で指定添加物として指定されている。このように一括名称で指定されているものについては、具体的な品目を通知により例示している。

#### 2. 各国の対応

##### (1) EU

今回の試験結果を受けて、EFSAでは、5月16日に「当該香料についてはフレーバーとしての使用は安全性に懸念がある」との意見書の公表を行った。

この意見書を踏まえ、EU委員会では、6月14日に香料としての使用を認めない旨の官報告示を行った(なお、当該香料が使用されている食品のうち、告示が行われる前に流通している食品については、その食品の賞味期限まで流通が認められている)。

##### (2) 米国

米国では、GRAS物質として届出がなされており、香料として使用が認められている。今回の結果を受け、米国香料工業会(FEMA)では、安全性評価を委託している専門家パネルに対し、検討を依頼したところ、6月に行われた専門家パネルの結果として、「結論を出すには更なるデータが必要であり、データが得られるまでの間暫定的にGRAS物質リストから削除することが適切」との結論が得られた。

このため、今後FEMAはFDAに対し報告を行い、GRAS物質リストから削除する手続きを進める予定。

### 3. 我が国の状況

我が国では、香料として使用されており、国内での流通状況は以下のとおりであり、用途として、菓子(ガム、キャンディー)、シーズニング原料(スナック菓子)、飲料(コーヒー)などとして利用されていた。

なお、日本香料工業会では、IOFIの決定を受け、4月9日に使用実績のある会員各社に対して即時の使用中止を要請するとともに、会員各社及び日本添加物協会に周知を行い、会員各社が6月4日時点で使用していないことを確認している。

	使用量(kg/年)	推定摂取量( $\mu$ g/人/日)
平成13年度	0.89	0.254
平成17年度	4.59	1.310
平成22年度	2.31	0.586

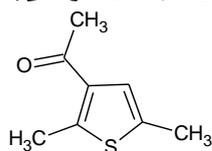
※日本香料工業会調べ

### 4. 今後の対応

当該香料については、

- ① これまでの使用実績に基づく、我が国の推定摂取量は最大で  $1.3 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$  であり、米国FDAが毒性不明な化合物の発がんに関する懸念の閾値として設定した  $1.5 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$  を下回っていること
  - ② 現時点では国内では当該香料の使用がされていないことから、当該香料の使用状況から判断すると、直ちに国民の健康に影響を及ぼすとは考えにくい、諸外国の対応状況を鑑み、以下のとおり対応を行うこととする。
- 当該香料をケトン類に含まれている物質の例示リストから削除するとともに、当該香料及びこれを含む食品の製造・販売等の自粛を指導するよう都道府県等に対して通知を行う。
  - 今後、IOFIが実施した毒性データを入手の上、毒性の専門家の意見を踏まえ、食品安全委員会への諮問等について検討する。

(参考:3-アセチル-2,5-ジメチルチオフェンについて)



食品に焼けたナッツのような風味をつけるのに使われており、天然にも茹でるなどした調理した肉中に含まれている物質である。